南魚沼市高齢者施設等事故報告要領（R3.12.1 改訂）

1. 事故報告の法的根拠

各事業種別に厚生労働省令で定める「人員、設備及び運営に関する基準」において、事故発生時の対応として「利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業所等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。」等と規定されています。

２．対象施設等

⑴ 介護保険対象施設

居宅（介護予防）サービス、居宅介護（介護予防）支援、地域密着型（地域密着型介護予防）サービス、施設介護サービスを実施する事業所

⑵ 高齢者福祉施設

養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム（サービス付き高齢者向け住宅を含む）

３．報告対象となる事故の範囲等

⑴ 基本事項

① 「サービス提供中に発生した事故」について報告してください。

② 送迎時や訪問サービス提供中であれば、利用者の自宅等であっても報告対象となります。

③ 事業所・施設内で発生した事故は、事業者の過誤・過失を問わず、すべて報告対象となります。

④ サービス提供中の利用者の死亡は、看取りに係る場合を除き事故性がないと判断される場合でも報告対象となります。

⑤ 事業所・施設の職員が利用者からの行為（暴力）等によって負傷した場合等も報告対象となります。

⑵ 報告書様式での報告が必要な場合

① 死亡に至った事故

② 医療機関（施設内の勤務医、配置医を含む）への受診を要した事故

③　その他利用者への影響があると考えられる事故

ア　転倒、転落、挟み込み及び無理な負荷等により骨折や裂傷等の負傷をした場合

イ　誤薬（与薬もれ、人違い、重複与薬等）

ウ　誤嚥等により利用者の容態が急変した場合

エ　行方不明になった場合（警察等に通報し捜索を行った場合は勿論、職員だけの捜索により短時間で発見された場合も含む）

オ　盗難、傷害事件及び個人情報紛失等

※ 報告を要する目安：入所者の家族に説明を要する事案である場合

※ サービス提供と関わりなく利用者が発熱や脳卒中等の症状を発症し事故性がないと判断される場合は不要

⑶ 速報（電話での第一報）が必要な場合

①　警察等外部機関が関与したもの（不自然死、自殺、行方不明 等）

②　報道機関に情報が伝わる可能性がある、又は既に伝わっているもの

③　事故原因や施設等の対応等に疑義があり、トラブルに発展する可能性があるもの等

④　虐待の可能性があるもの

４．報告の要領

⑴　事故報告書の提出先

①　南魚沼市内に所在する事業所は、南魚沼市役所介護保険課に提出してください。大和庁舎・塩沢庁舎の包括支援センターへ提出する際は、宛先を介護保険課介護保険係としてください。（窓口持参、郵便、メールのいずれか）

②　提出する際は、個人情報の取扱に十分に留意してください。

③　住所地特例等によって他市町村の被保険者が事故に遭った場合は、南魚沼市と当該保険者市町村の両方に提出してください。

⑵　事故報告書の提出時期

①　事故発生後、遅くとも 5 日以内に提出してください。当月分を翌月 10 日までに県に報告しますので、月末に発生した場合は、必ず 5 日までに提出(必着)してください。

②　事故に遭われた利用者の手当、受診、家族への説明等が何よりも優先されます。それら必要な対応が一段落した時点で事故報告書を作成してください。

⑶　事故報告書の作成方法（第１報）～事故発生時の報告～

①　別紙様式「事故報告書」を作成してください。

②　１「事故状況」～６「事故発生後の状況」の項目までを記載し５日以内に報告してください。

⑷　事故報告書の作成方法（第２報または最終報告）～改善検討の報告～

①　別紙様式「事故報告書」の７「事故の原因分析」～11「その他」の項目までを追加で記載し報告してください。

②　事故の再発防止のため、発生原因を分析し、同様の事故を防止するにはどうしたらよいかの対策等の検討を十分に行い、その検討結果に基づいて事業所内で具体的に取組んだ事柄等を記載してください。

③　事故の当事者に対する善後策という観点ではなく、一般的に同様事故を防止する方策について検討してください。

５．事故報告等に関する問い合わせ・連絡先

〒949-6696　南魚沼市役所　本庁舎

福祉保健部　介護保険課　介護保険係

TEL　７７３－６６７５　　Fax　７７３－６７２３